それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。）を応用した乳等の成分規格及び製造の方法の基準、農薬等（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下「動物用医薬品」という。）をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）の量の限度に係る成分規格、添加物の成分規格及び製造等の方法の基準並びに器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造の方法の基準については、この省令に定めるもののほか、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の定めるところによる。

附　則

この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

○農林水産省令第七十五号

農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）の施行に伴い、並びに同法附則第四条第一項並びに農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項、第三項及び第七項、第七条第一項及び第五項並びに第八条第二項及び第六項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第二十条、第三十四条第四項及び第五項並びに第四十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

農林水産大臣　吉川　貴盛

農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第五条）
第二章　経過措置（第六条）
附則

それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。）を応用した乳等の成分規格及び製造の方法の基準、農薬等（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第一項に規定する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下「動物用医薬品」という。）をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）の量の限度に係る成分規格、添加物の成分規格及び製造等の方法の基準並びに器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造の方法の基準については、この省令に定めるもののほか、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の定めるところによる。

第一章　関係省令の整備

（農薬取締法施行規則の一部改正）

第一条　農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（登録申請書の様式） **第一条**　農薬取締法（以下「法」という。）第三条第二項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三条において同じ。）の規定により提出する申請書の様式は、別記様式第一号によらなければならない。	（登録申請書の様式） **第一条**　農薬取締法（以下「法」という。）第二条第二項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。第二条第一項及び第二項、第三条、第三条の二第一項並びに第十六条において同じ。）の規定により提出する申請書の様式は、別記様式第一号によらなければならない。
（削る）	（再登録の申請） **第一条の二**　現に登録を受けている農薬についての法第二条第一項又は法第十五条の二第一項の登録（以下「再登録」という。）の申請は、当該農薬の登録票を添付し、登録の有効期間の満了する日の二月前までにしなければならない。
（提出すべき資料） **第二条**　法第三条第二項の農林水産省令で定める資料は、次に掲げる資料とする。ただし、当該申請に係る農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。 一　農薬及び農薬原体の組成に関する試験成績 二　安定性、分解性その他の物理的化学的性状に関する試験成績 三　適用病害虫又は適用農作物等に対する薬効に関する試験成績 四　農作物等に対する薬害に関する試験成績	（提出すべき見本） **第二条**　法第三条第二項の規定により提出すべき農薬の見本の量は、登録を受けようとする農薬一品目ごとに二百グラム以上でなければならない。 2　法第三条第二項の規定により提出すべき農薬の見本には、別記様式第二号による当該見本の検査書を添付しなければならない。 3　農林水産大臣は、第一項の規定により提出のあつた農薬が公定規格に適合しないものである場合において、ほ場試験その他これに類する試験の必要があると認めるときは、当該試験に必要な見本の最少量の追加提出を命ずることがある。